

令和3年度自動車事故対策費補助金(在宅生活支援環境整備事業)公募要領

1. 本補助事業の趣旨

本補助事業は、在宅で療養生活を送る自動車事故による重度後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合(いわゆる「介護者なき後」)に備え、障害者支援施設等に対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助することにより、受入環境の整備を推進することで、自動車事故による重度後遺障害者及びその御家族が安心して生活を送れるよう環境整備を進めることを目的としています。

本補助事業は、令和3年7月1日(木)から令和3年7月30日(金)まで公募を行いますので、本公募要領を十分ご理解いただいた上でご応募ください。

2. 本補助事業の概要

(1) 補助金事業名

在宅生活支援環境整備事業

(2) 予算額

3億2,420万円

(3) 補助対象事業者

本補助事業に応募するために必要な要件は、以下のとおりです。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する「障害者支援施設」又は同条第17項に規定する「共同生活援助」を行う事業所(以下「障害者支援施設等」という。)であること
- ② 令和3年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った者(独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表第1第2級以上に該当する者。以下「自動車事故による重度後遺障害者」という。)が入所していること、又は具体的な入所の見込みがあること。
- ③ 事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
- ④ 人材確保等経費のうち自動車事故による重度後遺障害者の入所に関する職員の雇用に関する経費(以下「人材雇用費」という。)の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。
イ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数(以下「人員配置基準」という。)を超えた員数の下欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)	看護職員 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 生活支援員

ロ 看護師を置いていること又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業実施期間内に支出した経費のうち、補助対象事業を行うために真に必要な以下に掲げる経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費となります。

〔具体的な経費の科目〕

- ・入所施設支援費：自動車事故による重度後遺障害者を受け入れるために必要となる介護器具・用具等を導入する場合に要する経費
(特殊浴槽、介護用車イス、介護用ストレッチャー、介護用リフト、病室内監視カメラ装置、意思伝達装置、褥瘡防止対策用具、痰吸引装置、扇風機、空気清浄機等)
- ・人材雇用費：次に掲げる区分に応じてそれぞれの中欄に掲げる規定に定める常勤換算方式により算定した当該障害者支援施設等における下欄に掲げる区分の従業員の員数から当該障害者支援施設等における人員配

置基準を満たすために必要となる当該従業員の員数を減じた当該従業員(障害者支援施設にあつては看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士並びに生活支援員に限る。)の雇用に係る経費

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第2条第16号	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)第2条第15項	生活支援員等(厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)第2号ロに規定するものをいう。)

・研修等経費 : 介護の知識・技術等の向上を図るための研修・講演会等を受講する場合に要する経費

※なお、研修等経費については、人材雇用費の補助申請がある場合に支給対象とします。

(5) 補助対象事業の実施期間

補助対象事業者の選定(採択)後より事業を開始し、令和4年3月末日までに事業を完了し、かつ指定する期日までに支払いを完了することが必要となります。補助対象事業の実施期間外に支払われた経費等については、補助対象とはなりません。

(6) 補助対象事業の補助率及び補助限度額

補助率及び補助金額は以下のとおりとします。

1. 入所施設支援費にあつては、自動車事故による重度後遺障害者の介護器具・用具等の使用状況の応じ、次に掲げる区分の通り、設定する補助率とし、1障害者支援

施設等につき 400 万円を補助限度額とします。

- イ 自動車事故による重度後遺障害者の使用割合が 75 パーセントを超える場合
定額
- ロ 自動車事故による重度後遺障害者の使用割合が 50 パーセントを超え、75 パーセント以下の場合 3/4
- ハ 自動車事故による重度後遺障害者の使用割合が 25 パーセントを超え、50 パーセント以下の場合 1/2
- ニ 自動車事故による重度後遺障害者の使用割合が 0 パーセントを超え、25 パーセント以下の場合 1/4

2. 人材確保等経費のうち人材雇用費の補助率は、障害者支援施設等の施設入所支援又は共同生活援助を利用している者のうち、自動車事故による重度後遺障害者が占める割合(当該割合の算定に当たっては、自動車事故による重度後遺障害者の障害程度区分等を勘案)に応じ、次に掲げる区分の通り、設定するものとします。

- イ 自動車事故による重度後遺障害者の割合が 75 パーセントを超える場合 定額
- ロ 自動車事故による重度後遺障害者の割合が 50 パーセントを超え、75 パーセント以下の場合 3/4
- ハ 自動車事故による重度後遺障害者の割合が 25 パーセントを超え、50 パーセント以下の場合 1/2
- ニ 自動車事故による重度後遺障害者の割合が 0 パーセントを超え、25 パーセント以下の場合 1/4

3. 人材確保等経費のうち人材雇用費の補助限度額は、(4)補助対象経費【具体的な経費の科目】人材雇用費に記載の範囲に該当する看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士並びに生活支援員(共同生活援助にあつては、世話人を含む。)の員数に、当該員数1名あたり月額 30 万円(年額 360 万円)を乗じた額を補助限度額とします。

4. 人材確保等経費における研修等経費にあつては、補助率を定額とし、当該年度の予算の範囲内で補助します。

5. 本補助金の交付状況等により、補助限度額の変更や交付申請の打切りを行うこと等があります。

(7) 補助対象事業の成果・効果の検証・報告

補助対象事業終了後、事業を実施したことによる成果・効果を検証・報告していただくことが必要となります。

3. 本補助事業の選定(採択)

本補助事業は、上記2. (3)を満たす者を選定(採択)します。

また、選定(採択)に当たって応募者が複数の場合は、以下の順とします。ただし、交付希望が多数あり、予算の制約の事由により全ての交付希望に添えない場合があります。

- ① 令和3年度中に自動車事故による重度後遺障害者が初めて入所する見込みがある障害者支援施設等。
- ② 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所しているが、令和3年度中に具体的な新たな入所の見込みがある障害者支援施設等。
- ③ 過去に自動車事故医療体制整備事業(在宅生活支援環境整備事業)の交付を受けたことがない障害者支援施設等。
- ④ 既に自動車事故による重度後遺障害者が入所している障害者支援施設等。この場合、直近の経常収支率等を勘案の上、選定(採択)します。

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行うことがありますので、あらかじめご承知おきください。選定(採択)結果については、後日、書面またはメールにより通知します。

4. その他留意事項

- (1) 本事業の執行は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」によるほか、本補助金の交付要綱及び実施要領に定めるところによります。
- (2) 今回の公募による選定(採択)は、補助金の交付を確約したものではありません。審査の結果、選定(採択)された場合に、事業を開始(着手)することが可能となり、その後、本補助金の交付要綱及び実施要領に基づく補助金の交付申請手続きを行っていただきます。当省は、提出された交付申請書の内容を審査した上で、適当と認められるものについて交付決定及び額の確定を行い、事業者に通知します。
- (3) 補助対象事業に係る経理について、帳簿及び全ての証拠書類を整理し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、事業完了後5年間保存しなければなりません。
- (4) 補助事業終了後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、国土交通省による立入検査及び会計検査院による実地検査が入ることがあります。
- (5) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付決定取消し、補助金の返還命令、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 事業完了後の申請書兼実績報告書(事業の成果・効果の検証・報告を含む)等の期限内の提出ができない場合には、補助金をお支払いすることができません。
- (7) 当省自動車局が所掌する「短期入所協力施設事業」の「利用促進等事務費に対する支援」と同一の事業(研修等)が補助対象となり得る場合には、在宅生活支援環境整備事業の補助対象からは外す取扱いをします。
- (8) 本補助事業後、成果・効果に係る報告の情報、支援の事例等を公表します。

- (9) 国土交通省に個人情報を提供する場合は、利用者・介護者に対して同意を得るなど、施設の個人情報保護方針に基づき対応してください。
- (10) 国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に基づき対応いたします。
- (11) 採否の理由等についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

5. 本補助事業の応募方法・問い合わせ先

以下の書類1部を募集期間内(令和3年7月1日(木)～令和3年7月30日(金))に電子システム(jGrants)によってご提出ください。

なお、jGrants で申請いただくために「gBizID」が必要となります。ID の取得には 1～2 週間ほど時間を要するため、余裕をもって ID を取得していただきますようお願いいたします。

また、「gBizID」の取得方法及び申請の流れ等については下記 URL をご参照ください。

※ 電子システムによる申請が難しい場合はご相談ください。

<URL>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ jGrants は Internet Explorer より申請いただくとエラーが発生することがございますので、その他のツール(Google Chrome、firefox など)によりご申請ください。

【応募に必要な書類】

- ① 応募申請書(在宅生活支援環境整備事業応募申請書)
 - ② 応募者等の概要【様式1】、応募者の営む主な事業及びその内容が分かる資料(事業者パンフレット、全部事項証明書、会社定款、事業指定通知書など)
 - ③ 事業計画調書【様式2】、各経費算出根拠の各種資料、入所者の要件が確認できる書類
 - ④ 成果・効果等調書【様式3】
 - ⑤ 当該年度の収支予算書
 - ⑥ 直近の財務諸表
- ※ 必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。
- ※ 新型コロナウイルスの感染防止対策のための出勤制限等の事情により、申請の対応が困難な場合などのご相談ください。

【応募に関する問い合わせ先】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当:大橋、大森(在宅生活支援環境整備事業)

TEL:03-5253-8111(内線41419)

E-mail:ohhashi-a28h@mlit.go.jp

ohmori-s2ev@mlit.go.jp